福山市公告第１２１２号

福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務について事業者を特定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

２０２６年（令和８年）１１月１３日

福山市長　枝　広　直　幹

１　業務の概要

(1) 業務名

福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務

(2) 業務場所

福山市役所本庁舎

(3) 業務内容

「福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務履行期間

契約締結の日から２０３２年（令和１４年）３月３１日までとする。

(5) 予算額

本業務に係る費用総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、次を上限とする。

システム構築に係る初期費用、研修費用及びクラウドサービスによるシステムの利用料　８，８００千円

２　参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する入札参加資格の制限を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) この公告の日から企画提案参加申込書の提出の日まで、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けている者でないこと。

(5) 福山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１０号）第２条第１号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第２号に規定する暴力団員若しくは同条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

(6) 本市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

3　評価項目

評価項目については、次のとおりとする。

評価項目	細項目	配点割合
文書の登録	・文書のアップロードの操作性 ・文書保存フォルダの設定	約９％
登録文書の閲覧	・文書閲覧の操作性、快適性 ・文書の表示・共有方法 ・文書への書き込み機能	約３０％
文書の検索	・文書内・フォルダ内検索の方法	約３％
システム管理	・グループ設定等ユーザー管理の方法や操作性 ・セキュリティの具体性	約２３％
その他特筆すべき機能の有無		約９％
作業内容の適切性	・導入スケジュール ・リスク管理及び対応	約３％
類似業務取扱実績	・類似業務の実績 ・課題発生時の対応状況	約３％
アフターフォロー	・アフターフォローの手厚さ	約３％
経営状況		約３％
見積額		約１４％

4　受注候補者の特定

福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務事業者評価委員会（以下「評価委員会という。」）における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定する。

5　参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市総務局総務部総務課

郵便番号　７２０－８５０１

住所　広島県福山市東桜町３番５号

電話番号　０８４－９２８－１００８（直通）

電子メール soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

「福山市ペーパーレス会議システム導入・運用業務に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」のとおり。

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア　配付期間

２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）から２０２６年（令和８年）１１月３０日（月）までのうち、土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）に規定する市の休日）を除く８時３０分から１７時１５分まで

イ　配付場所

（１）に同じ。

※福山市ホームページ（URL:https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp）からもダウンロード可能。

(4) 参加申込期限

実施要領のとおり

(5) 参加申込書又は企画提案書の提出者が１者のみ又はいない場合の取扱い

ア　参加申込書又は企画提案書の提出者が１者のみの場合は、当該１者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

イ　参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

6　契約の締結

本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、契約を締結するものとする。

7　失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(3) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(4) 見積額が、「１（５）　予算額」を超過した場合

(5) その他市の指示に違反する場合

8　その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。